

各務原市耐震改修促進計画

平成19年8月 策定

平成24年3月 改訂

平成28年5月 改訂

令和3年4月 改訂

目 次

はじめに	
1 計画改定の経緯	1
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	2
2 人的被害の想定	2
3 建物被害の想定	3
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	4
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	7
(1) 耐震率の推移と評価	
(2) 本市の特性	
(3) 耐震化が進まない要因	
3 建築物の耐震化の目標	8
4 公共施設・防災拠点施設の耐震化の現状・目標	10
(1) 耐震化の現状	
(2) 耐震診断結果の公表	
(3) 防災拠点施設等における耐震化	
5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標	11
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	13
(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割	
(2) 市・県の役割	
2 実施する事業の方針	13
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	14
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	
4 第3期計画における重点的な取り組み	15
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	15
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 施策を推進するための体制	16
2 安心して耐震化が行える環境整備	16
(1) 各務原市木造住宅耐震診断事業、各務原市建築物等耐震化促進事業	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	17
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	

4	地震時の建築物の総合的な安全対策	19
(1)	地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2)	地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5	指導・勧告又は命令等に関する事項	
1	建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	21
(1)	要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）	
(2)	特定既存耐震不適格建築物（法第14条、15条該当）	
(3)	既存耐震不適格建築物（法第16条該当）	
2	所管行政庁との連携	23
3	建築基準法による勧告又は命令	23

はじめに

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第5条の規定に基づき、各務原市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「各務原市耐震改修促進計画」として平成19年3月に策定した。

なお、各務原市における地震防災については、「各務原市地域防災計画」等に基づき、その対策をすすめており、「各務原市地域防災計画」の予防効果による減災対策の一環として、「各務原市耐震改修促進計画」の推進が掲げられている。

岐阜県は、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs※）に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定している。

各務原市はSDGsを取り組みの前提事項として位置付け、将来にわたって「ひと・暮らし・まち」を支え続けていくため、持続可能な開発目標であるSDGsの達成に向けた取り組みを進めている。本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進する。

11 住み続けられる
まちづくりを



※Sustainable Development Goals の略

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

1 計画改定の経緯

本計画は、平成19年3月策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応を踏まえ、以下のとおり改訂を行っている。また、設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 H18～H27	平成19年 8月	計画策定
	平成23年 10月	「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」に伴う岐阜県震災対策検証委員会への提言を反映（「3岐阜県災害対策検証委員会の提言」を参照）
第2期計画 H28～H32(R2)	平成28年 4月	第2期計画策定 要緊急安全確認大規模建築物を明記
	平成28年 8月	要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の指定
	平成29年 4月	要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物、緊急輸送道路等避難路）の指定
第3期計画 R3～R7	令和3年 4月	第3期計画策定

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から平成 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

また、各務原市において想定される地震の規模は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 想定される各務原市の地震の規模

想定地震、断層	最大震度	PL 値（液状化指数）※1
南海トラフ地震 ※2	5.96（震度6弱）	58.30
揖斐川-武儀川（濃尾）※3	（震度6強）	48.69
長良川上流（北側震源）※3	（震度6弱）	17.12
長良川上流（南側震源）※3	（震度5強）	1.34
屏風山・恵那山及び猿投山 ※3	（震度5強）	16.03
阿寺断層系地震（北側震源）※3	（震度5強）	11.41
阿寺断層系地震（南側震源）※2	（震度5強）	0 < PL ≤ 5
跡津川断層地震 ※2	5.38（震度5強）	7.79
養老-桑名-四日市断層帯地震 ※2	6.17（震度6強）	38.82
高山・大原断層帯地震（北側震源）※2	（震度5強）	5 < PL ≤ 15
高山・大原断層帯地震（南側震源）※3	（震度5弱）	0.0

※1 PL 値（液状化指数） PL 値>15：液状化の可能性が高い 5 < PL 値 ≤ 15：液状化の可能性がある

※2 平成 23～24 年度実施の調査による。

※3 平成 29～30 年度実施の調査による。

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表 1-2 のとおりである。地震発生時間を冬の午前 5 時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後 6 時（住宅等で火気器具が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者がおり、自宅以外で被災する機会が多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前 5 時を記載する。

表1-2 想定される人的被害

(単位：人)

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数 ※1	避難者数
南海トラフの巨大地震	40	68	917	158	14,487
揖斐川-武儀川(濃尾)	403	662	3,136	1,529	31,903
長良川上流(北側震源)	15	26	552	61	5,553
長良川上流(南側震源)	0	0	18	0	188
屏風山・恵那山及び猿投山	2	4	204	2	1,826
阿寺断層系地震(北側震源)	0	0	67	0	1,015
阿寺断層系地震(南側震源) ※2	0	0	49	0	538
跡津川断層地震 ※2	0	1	86	2	1,146
養老-桑名-四日市断層帯地震	48	81	918	189	10,713
高山・大原断層帯地震(北側震源) ※2	0	0	39	0	807
高山・大原断層帯地震(南側震源)	0	0	1	0	3

※1 要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

※2 平成23～24年度実施の調査による。

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表1-3のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後6時(住宅等で火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。)を記載する。

表1-3 想定される建物被害

(単位：棟)

想定地震	建物被害(棟数)		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	3,008	7,943	19
揖斐川-武儀川(濃尾)	8,333	13,727	118
長良川上流(北側震源)	814	3,606	7
長良川上流(南側震源)	18	142	0
屏風山・恵那山及び猿投山	204	1,319	0
阿寺断層系地震(北側震源)	171	627	0
阿寺断層系地震(南側震源) ※1	70	379	0
跡津川断層地震 ※1	181	734	0
養老-桑名-四日市断層帯地震	2,043	6,167	21
高山・大原断層帯地震(北側震源) ※1	160	461	0
高山・大原断層帯地震(南側震源)	0	3	0

※1 平成23～24年度実施の調査による。

この調査で、いずれの地震でも被害が広範囲に及びことが予想されるため、市内全域の住宅・建築物の耐震化が必要である。

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入された。本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下の通りとする。

「建築物の耐震化」：建築物の地震に対する安全性を確保すること。
「耐震化されている建築物」：新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。
「耐震化率」：建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）
「耐震性が不十分な建築物」：旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

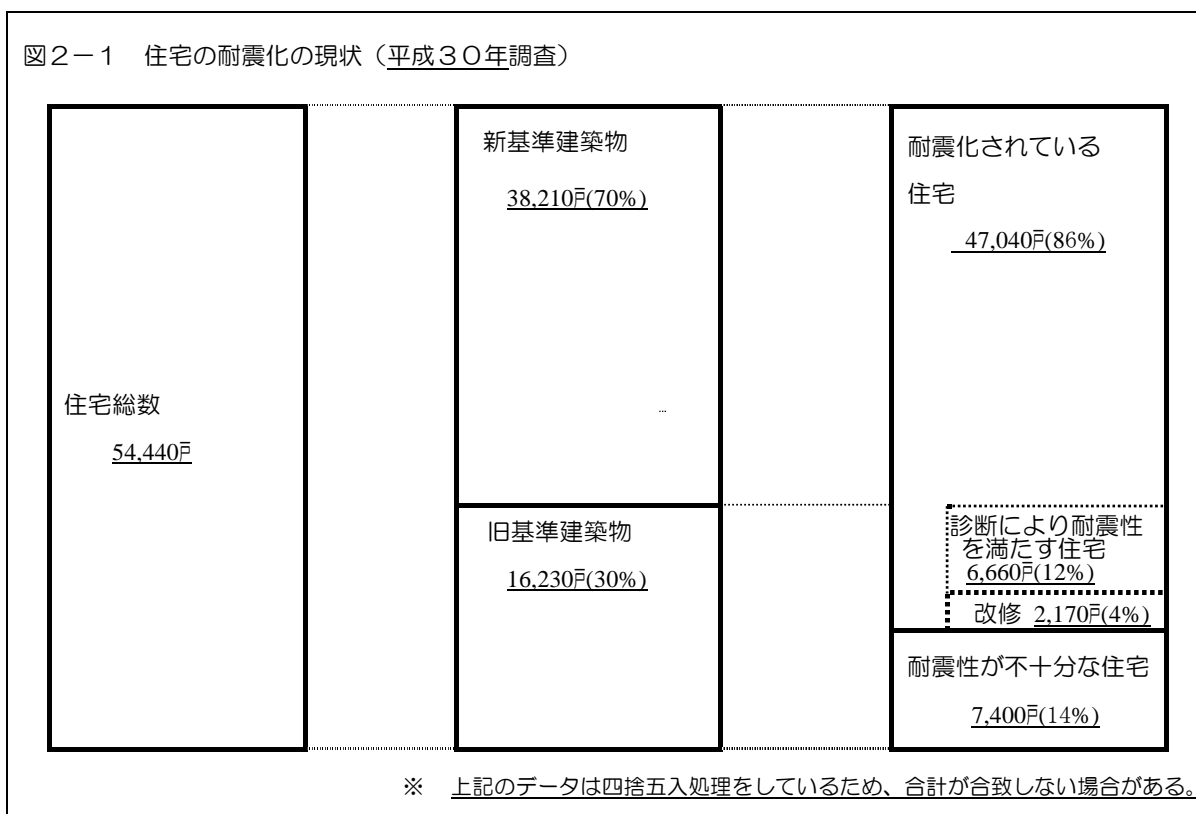
表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

年代別 住宅数 建築年	平成5年調査		平成10年調査		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査		平成30年度調査		
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	
旧基準	昭和35年以前	3,700	9	9,480	22	3,430	7	2,770	6	2,160	4	5,300	10
	昭和36年～45年	6,250	15			4,850	11	4,480	9	3,960	8		
	昭和46年～55年	17,270	43	15,320	36	13,350	29	12,120	25	10,170	19	10,180	19
	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	600	1	750	1
	計	27,220	67	24,800	58	21,630	47	19,370	40	16,890	32	16,230	30
新基準	昭和56年～60年	5,220	13	11,110	26	4,890	11	9,070	19	8,910	17	8,970	16
	昭和61年～平成2年	5,880	14			5,960	13			5,170	9		
	平成3年～7年	2,230	5	4,840	11	5,360	12	5,340	11	4,710	9	5,170	9
	平成8年～12年	—	—	1,880	4	5,200	11	6,270	13	5,660	11	6,020	11
	平成13年～17年	—	—	—	—	2,890	6	5,290	11	6,270	12	4,340	8
	平成18年～22年	—	—	—	—	—	—	3,090	6	5,910	11	4,510	8
	平成23年～27年	—	—	—	—	—	—	—	—	3,120	6	4,850	9
	平成28年～30年9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,590	5
	不詳	40	0	100	0	190	0	240	0	1,360	2	1,760	3
計	13,370	33	17,930	42	24,490	53	29,300	60	35,940	68	38,210	70	
合計	40,590	100	42,730	100	46,120	100	48,670	100	52,830	100	54,440	100	
耐震改修を行った住宅	未調査			480	1	930	2	1,800	3	2,170	4		

※ H25年調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

各務原市における住宅の耐震化率の現状については、平成30年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が38,210戸（対H25比2%増）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は2,170戸（同1%増）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により6,660戸であることから、市内の住宅総数54,440戸のうち47,040戸が「耐震化されている住宅」と推計できる。



（2）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとする。

そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」とし、それぞれの耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築	全ての建築物

		物	
--	--	---	--

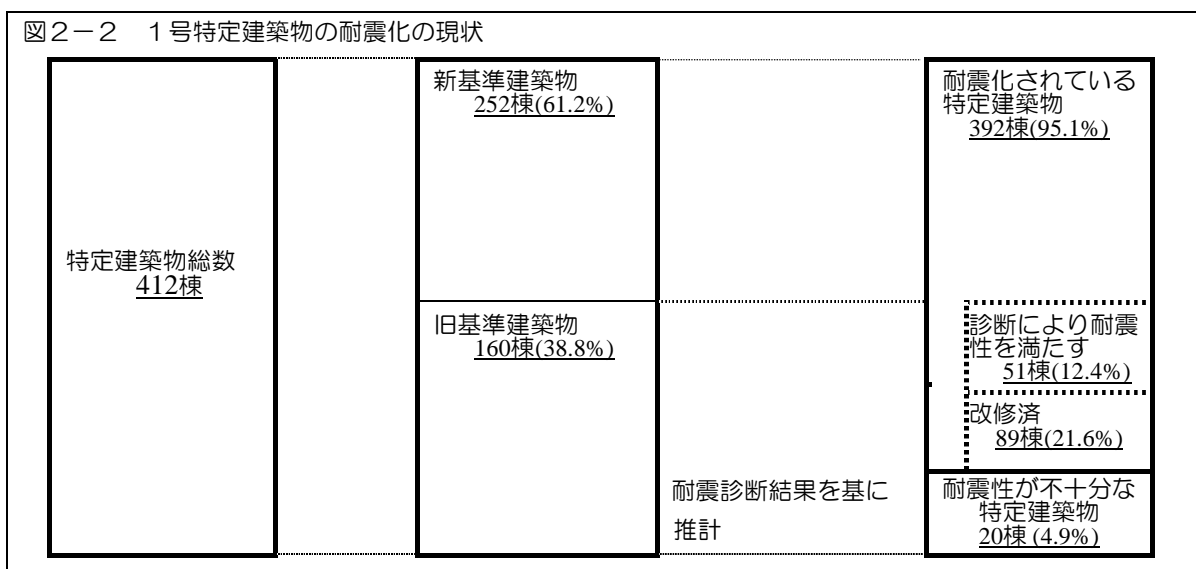
表2-3 特定建築物の耐震化の現状 (R2.3時点)

(単位:棟)

特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震改修実施済みD	耐震性を満たすE	耐震化されている建築物	耐震化率
		A=B+C	B	C			F=B+D+E	G=F/A
1号 多数の者が利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル賃貸住宅、事務所、工場等)		412	252	160	89	51	392	95.1%

1号特定建築物については、「新基準建築物」が252棟(61.2%)、「旧基準建築物」160棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が89棟(21.6%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が51棟(12.4%)であることから、「耐震化されている建築物」は392棟となり、市内の1号特定建築物総数412棟のうち95.1%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震率の推移と評価

第1期計画策定以降、本市の耐震化率は表2-4のとおり推移しており、第2期計画で掲げた目標「住宅及び1号特定建築物の耐震化率 95%」のうち1号特定建築物は目標を達成した。住宅については耐震化率は増えているが、目標達成には至らなかった。

しかし、この5年の間に耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表2-4

住宅	約68% (H17)	→	約80% (H25)	→	約86% (H30)
1号特定建築物	約75% (H17)	→	約90% (H25)	→	約95% (R2)

国土交通省が発表した平成30年時点での全国の住宅耐震化率は「約87%」で本市はそれと同等

という結果となっている。

(2) 耐震化が進まない要因

令和2年10月に県や市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」によると、耐震化の現状について意見を募った結果、「耐震化が進まない要因」について、耐震施策に直接住民と接しながら取り組む市町村からは、表2-5のような要因が挙げられている。

表2-5 耐震化が進まない要因 (R2.10 市町村ヒアリングより)

主な要因	主な意見	
経済的負担	・所有者側の経済事情 ・改修工事費が高い	金銭負担がネック
高齢者世帯のみ増加	・経済的負担 ・跡継ぎがない	住宅の将来が 決まっていない
【類似】家族構成の変化	・子供が独立（世帯分離）	
防災意識の希薄	・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない	住民の理解が不十分

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は、狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、よりの確に促進するための施策検討が必要となってくる。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日国土交通省告示第184号
最終改正 平成30年12月21日国土交通省告示第1381号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年度までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

○住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋

住宅耐震化率の目標

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

住宅及び1号特定建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、令和7年までに住宅の耐震化率を95%、1号特定建築物の耐震化率は概ね解消することを目標とする。

＜第3期計画における目標＞

令和7年 住宅の耐震化率 95%
1号特定建築物の耐震化率 概ね解消

住宅の耐震化率95%を達成するため、令和2年から令和7年までの間に、住宅については4,520戸の耐震化が必要である。また、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については令和2年時点の目標95%を満たしているものの、全ての建築物を耐震化するため、民間建築物への様々な施策による耐震改修・建替えを促進させるとともに、公共建築物については、計画的な耐震化を進めていく。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

図2-3 住宅の耐震化の目標

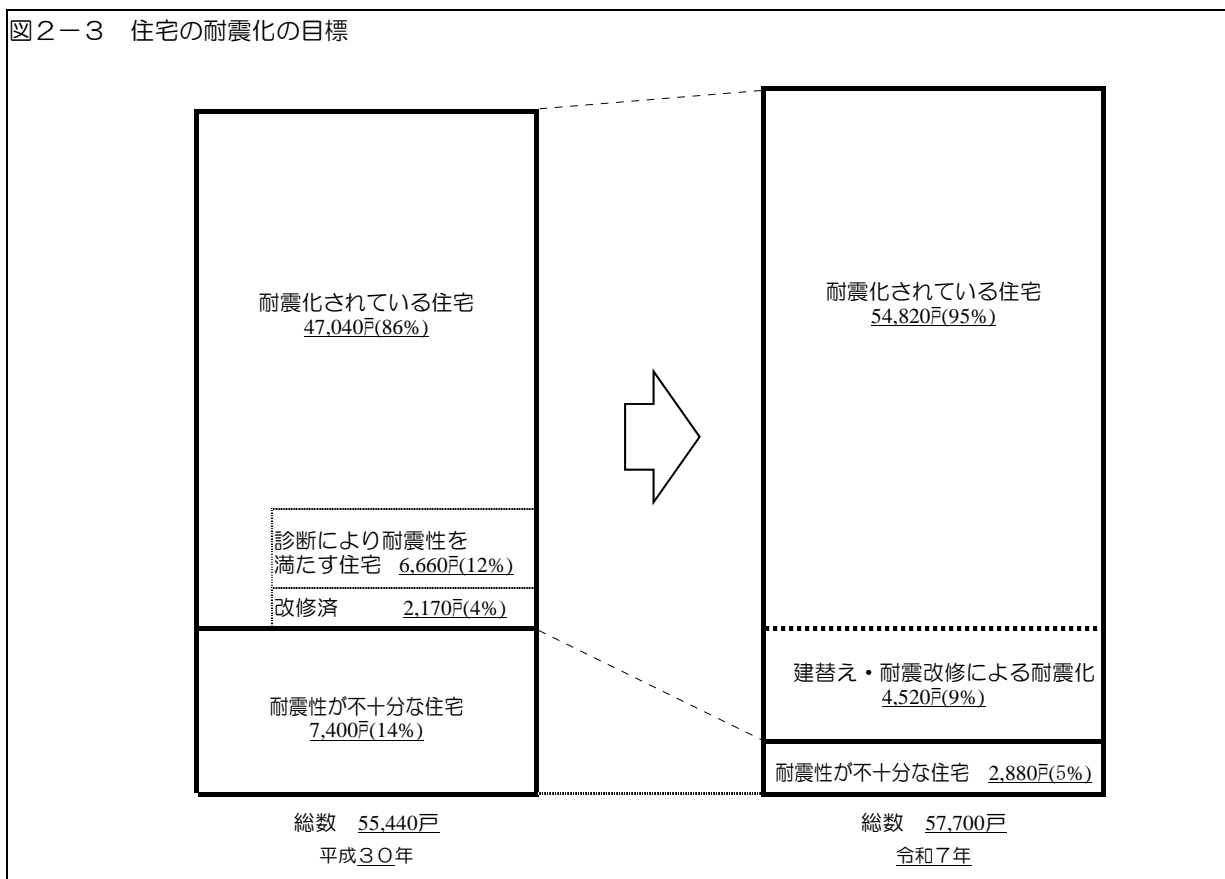
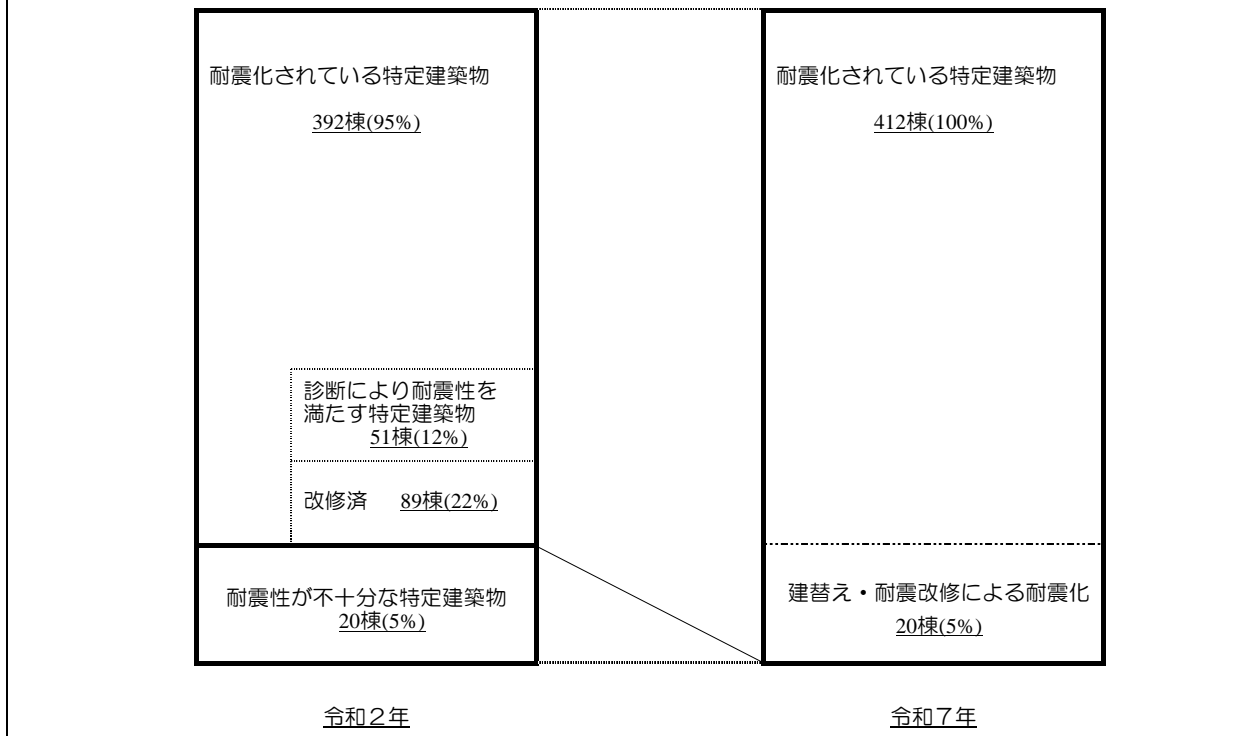


図2-4 多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化の目標（令和2年度）
 ※新築・除却を考慮して、令和2年時点の建物総数から増減なしと仮定して算出



4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保に繋がっており、大変重要である。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

市有施設における耐震化

(1) 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の令和3年3月末の状況は表2-4のとおりである。

表2-6 市有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 市有特定建築物の種類	全棟数	新基準 建築物	旧基準 建築物	耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E	耐震化さ れている 建築物	耐震化率
	A=B+C	B	C	D	E	F=B+D+E	G=F/A
防災上重要な建築物 (庁舎、学校、社会福祉施設等)	93	35	58	46	11	92	98.9%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	4	1	3	1	2	4	100.0%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	12	0	12	6	0	6	50.0%
計	109	36	73	53	13	102	93.6%

※ 耐震されていない建築物：現市庁舎（令和3年度解体）、旭ヶ丘住宅 A・B 棟（令和4年度完了予定）
雄飛ヶ丘第1住宅 A・B・C・D 棟（令和6年度完了予定）

市有特定建築物については、「新基準建築物」が36棟（33%）、「旧基準建築物」73棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が53棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が13棟であることから、「耐震化されている建築物」は102棟となり、市有特定建築物総数109棟のうち93.6%が耐震化されている。順次工事を行っており、令和6年度に市有特定建築物の耐震化率は100%になる計画である。

(2) 耐震診断結果の公表

上記(1)による市有施設の内、学校については、平成21年度から耐震診断結果を公表しており逐次情報更新をおこなっている。

(3) 防災拠点施設等における耐震化

市有施設の耐震性確保については、法により建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされていることに加え、施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、早期に実施する必要がある。

防災拠点となる庁舎については、免震構造を有した耐震性能の高い建築物として、高層棟は令和3年9月、低層棟は令和5年2月に完成を予定している。

5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標

平成25年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置づけにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなった。これにより対象となる建築物は表2-7のとおりである。

表2-7 耐震診断義務付け建築物の状況

種別		根拠	対象	診断結果
要緊急安全確認大規模建築物 ※1		法附則第3条	8棟 ※2	公表済
要安全確認 計画記載建築物 ※1	防災拠点	法第7条第1項第1号 本計画 別表1	0施設	一部公表済
	通行障害既存 不適格建築物	法第7条第1項第2号 本計画 別表2	1棟	未公表

※1 各建築物の概要は表5-2 (P22) 参照

※2 現庁舎、那加第一小学校、那加第二小学校、那加第三小学校、川島小学校、鶴沼第三小学校、川島中学校、蘇原中学校

診断結果が未公表の建築物については、順次公表を進めていくとともに、耐震診断の結果、耐震性を有しない建築物については、所有者に対して耐震化を促し、耐震性の早期確保に努める。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民・事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民・事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 市の役割

- ・国、県の基本方針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域	市内全域
------------------	------

本市では、南海トラフの巨大地震及び内陸直下型地震により多くの被害が想定されていることから、市内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	岐阜県地域防災計画に定められた第1～3次緊急輸送道路
----------------------	----------------------------

大規模地震時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

岐阜県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、耐促法第5条第3項第3号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路を指定する。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物	1号特殊建築物、木造住宅、市有建築物
-------------------	--------------------

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要性が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物	耐震診断義務付け建築物
---------------------	-------------

法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、法第7条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また法に基づき耐震診断が義務付けされていることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

4 第3期計画における重点的な取り組み

これまでの計画期間尚では、主に以下の観点により、耐震化施策を進めてきた。

- ・耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、診断報告の義務付けや啓発・補助を実施。
- ・耐震化向上を目指すため、住宅、建築物ともに幅広く施策を展開。

その結果、当初計画策定時に比べて、耐震性の無い住宅や建築物を半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつある。

よって、第3期計画では、図3-1の通り対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取り組みを強化することとする。

図3-1 重点的に取り組む対象建築物と施策の方向性

対象（3.重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物 ※1	市民	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等 ※2 ・木造住宅 ・市有建築物	診断実施済の所有者	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多くの者が利用する建築物 ※3 ・防災拠点施設 ・緊急輸送道路沿道建築物 ※4	全所有者	改修

着実な耐震化促進に向けてより重点化

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

岐阜県では、県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を平成22年に立ち上げ、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図っている。今後も県と協働して耐震化施策を促進するために、同協議会を活用し、建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやしい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

(1) 各務原市木造住宅耐震診断事業、各務原市建築物等耐震化促進事業

ア 各務原市木造住宅耐震診断事業、各務原市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を平成14年度より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図るうえで、必要な予算の確保や制度の拡充に努める。

表4-1 各務原市建築物等耐震化促進事業の概要（R2 現在）

対象	種別	制度開始	特記事項
木造住宅	耐震診断	H14～	H20年度 所有者負担無料化
	改修工事	H16～	H21年度 簡易補強工事を対象に追加（要件有） (H25 要件撤廃)
建築物	耐震診断	H18～	H26 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
	特定建築物	計画策定	H16～
分譲マンション	耐震診断	H18～	

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震補強工事に対する補助事業に県と協働して支援を行う。

イ 各務原市木造住宅耐震診断事業、各務原市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-2のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況
件)

(単位：

補助事業の種類	年度										
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
木造住宅耐震診断補助事業	27	28	30	48	31	46	21	80	105	160	
木造住宅耐震補強工事費補助	—※1	—	5	5	5	5	5	4	10	19	
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	0	0	1	1	0	2	

補助事業の種類	年度										計
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
木造住宅耐震診断補助事業	180	102	85	107	149	61	105	64	41	1470	
木造住宅耐震補強工事費補助	27	32	12	20	31	15	13	11	2	221	
建築物耐震診断事業費補助	6	3	0	1	0	4	0	0	0	18	

※1 「—」は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向となるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できることとしており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めた建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

オ 住宅リフォーム工事業者向け耐震改修講習会の実施の推進

住宅所有者がリフォーム相談をする際の相手となる住宅リフォーム工事業者に対して、耐震に関する技術講習を推進することで、事業者を通じてより広く市民への耐震化周知を図る。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

市広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 市等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険個所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じることとし、県は、各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援を行う。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

カ 診断義務付け建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物）への啓発活動

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

キ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発活動

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

ク 普及啓発重点地点の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震、内陸直下地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、市においては旧基準建築物の密集地や、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

ケ 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるための小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら防災教育を行っていく。

コ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、平成19年度に作成・公表済みである。

カ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行い、その結果について平成27年度～30年度に県HP等で公表している。今後は対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施に向けて県と連携しながら検討を行う。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生

予測データである「液状化危険度調査^(注)」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

(注) 液状化危険度調査とは

・岐阜県では南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度（PL 値）を公表している。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

これまでも市では、耐震性のない建築物に対して一定の指導・助言を行ってきたが、法の改正に伴い、今後は下記の区分により、指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行う。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）

要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断の結果について、平成27年12月31日までに所管行政庁である市に報告しなければならないが、適正な報告がなされない場合にあっては、報告を促し、なお、報告しない場合にあっては、所有者に対し耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、必要に応じてその旨を市HP等により公表する。

報告された耐震診断の結果については、市HP等により公表を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(2) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を市HP等により公表を行う。

(3) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）

上記(1)～(2)以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導・助言	指示・公表	報告命令結果公表		指導・助言	指示・公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務	/	/	○	努力義務 (※2)	○	○
要安全確認計画記載建築物				○		○	
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	○	○ (※1)	/	努力義務 (※3)	○	○ (※1)
既存耐震不適格建築物		○	/	/		○	/

※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※2 地震に対する安全性向上を図る必要があるとき

※3 必要に応じ

表5-2 用途別指導・規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
多数の者が利用する建築物	学校 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数2以上かつ 3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場	階数3以上かつ		
	卸売市場	1,000㎡以上		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	
通行障害建築物	県及び市町村の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	要安全確認計画記載建築物 法第5条第3項第2号及び同法第6条第3項第1号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	
公益上必要な建築物			法第5条第3項第1号に定める建築物	

（注）要安全確認計画記載建築物については未指定（H28.4 現在）

2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県及び市において、書式の整備、具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

③ 建築基準法による勧告又は命令

建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断及び耐震改修の「指示」に従わないために法に基づく「公表」を行った既存耐震不適格建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修を明らかに行わない場合には、特定行政庁※は当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するために立入調査を実施し、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると明らかに認められる建築物については建築基準法第10条第3項の規定による命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると明らかに認められる建築物については同条第1項の規定による勧告や同条第2項による命令を行う。

※特定行政庁とは建築基準法第4条に定める建築主事を置く市町村の長をいう。